

第 2 次さっぽろ都市農業ビジョン推進懇話会委員名簿（第 2 期）

（任期 令和 2 年 10 月 26 日～令和 4 年 3 月 31 日）

（敬称略）

所 属	氏 名	備 考
札幌保健医療大学保健医療学部栄養学科 教授	荒川 義人	再任 2 期目
北海学園大学経済学部地域経済学科 教授	宮入 隆	新任
札幌市農業委員会 会長	浅井 義正	新任
札幌市農業協同組合 代表理事組合長	軽部 幹夫	新任
サツラク農業協同組合 代表理事組合長	長濱 秀人	新任
札幌市農業協同組合 青年部長	大畑 一郎	新任
札幌市農業協同組合 女性部長	菅原 利恵	再任 2 期目
公益社団法人 札幌消費者協会 理事	<small>なめかた</small> 行方 幸代	再任 2 期目
一般社団法人 日本野菜ソムリエ協会認定 野菜ソムリエ上級プロ	<small>きっかわ</small> 吉川 雅子	再任 2 期目

第 2 次さっぽろ都市農業ビジョン推進懇話会設置要綱

平成 30 年（2018）年 2 月 21 日制定

令和 2 年（2020）年 9 月 25 日改正

経済観光局長決裁

（目的）

第 1 条 札幌農業のあり方と農業振興方針をまとめた「第 2 次さっぽろ都市農業ビジョン」を推進するにあたり、専門的な立場及び農業者の立場からの意見を徴するため、「第 2 次さっぽろ都市農業ビジョン推進懇話会」（以下「推進懇話会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 推進懇話会の委員は、学識経験者、農業関係団体の代表、農業者等、9 名以内で組織する。

（会議）

第 3 条 推進懇話会は、必要に応じ経済観光局農政部長が召集する。

2 会議への出席が困難な委員は、あらかじめ届け出た代理者を会議に出席させることができる。

3 会議は公開し、開催後、その議事録等を公開する。ただし、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

（委員の任期）

第 4 条 推進懇話会の委員の任期は、原則として委員が委嘱を受けた日から 2 年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（謝礼等）

第 5 条 推進懇話会の会議に出席した委員に対して、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 28 号）別表「その他の附属機関の委員」に定める報酬日額に準じて 1 回の参加につき謝礼金 12,500 円を支給する。

2 推進懇話会に出席した委員に対して、会議に出席するために要した費用について公共交通機関を利用した場合のみ費用弁償する。

3 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

（事務局）

第 6 条 推進懇話会の事務局を経済観光局農政部におき、運営等に係る庶務を

行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会の運営に関し必要な事項は、その都度、推進懇話会の委員と事務局が協議を行い別に定める。

附則

(施行期日)

平成30年2月21日から施行する。

附則

(施行期日)

令和2年9月25日から施行する。